

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第414号）

〔 府道美原太子線立体交差化事業関係文書(用地境界)公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年9月30日）

第一 審査会の結論

富田林土木事務所長が行った公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 令和4年4月11日付けで、審査請求人は、大阪府知事(以下「諮問実施機関」という。)に対し、大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。)第6条の規定により、行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 府土木事務所長等の職にある職員に権限を委任する規則(昭和35年大阪府規則第21号)第11条の規定により大阪府知事から権限を委任された富田林土木事務所長(以下「実施機関」という。)は、行政文書公開請求書の記載からは公開請求に係る行政文書の特定ができないため、公開を求める行政文書を具体的に記載し、又は例を挙げるよう、条例第7条第6項の規定により、令和4年4月22日付けで同年5月12日を期限として補正を求めたところ、同月6日付けで補正書が提出された。

(本件請求(補正後)の内容)

主要地方道美原太子線(栗ヶ池工区)鉄道高架化区域、区間において、今回新たに 近鉄区分・富田林管理 と表示された〔審査会事務局補足：プレートが〕近鉄喜志1号踏切道路面上に設置されたものである。

鉄道高架化工事施行に先立ち、工事区間工事区域とされる関連隣接・隣地等の用地境界等の確認もされた中で、新たな区分・管理表記のプレートが設置、また新たにプレート(杭を含む)が取替施行されている。用地境界プレート等の設置・取替の目的、プレートの意図・意味するもの、基準・規定等、設置の基準、また定められた品質・形(サイズ・寸法)等の行政文書の公開請求をするものである。

主要地方道美原太子線(栗ヶ池工区)鉄道高架化工事は大阪府事業である。鉄道高架化着工前に事業者「大阪府、富田林市」と隣接・隣地土地所有者とにおいて、その工事区間、区域における隣接・隣地等との土地・用地境界確認をしているものであり、隣接・隣地、用地境界確認位置等は変わるものでない。境界杭等は原形復旧で施行されるものである中、新たなプレート等に設置変更、また既設・在来杭等が新たなプレート等に設置変更されているものであり、区分・管理 と表記された物等(杭に代わるプレート等を含む)、新たに変更された物、境界杭等に代わる物、変更される物等の設置・取替の目的、設置の基準・規定等(品質・形状〔寸法・サイズ〕)、正確に情報公開、行政文書の開示を求めるものである。

3 実施機関は、本件請求に対し、対応する文書として「『主要地方道美原太子線立体交差化事業に伴う近鉄長野線との交差部における鉄道高架化工事 令和3年度工事出来高写真』の境界プレート該当部の写真」を特定し、令和4年5月16日付けで、条例第13条第1項の規定により、その全部を公開する旨の決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

- 4 令和4年6月21日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、諮問実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第三 審査請求の趣旨

新たに変更された物、境界杭等が変わる物、変更される物等の設置の基準(取替の目的)・規定、設置(品質・形状[寸法・サイズ]を含む)、正確に情報公開、正しく行政文書の情報の公開をすべきである。

第四 審査請求人の主張趣旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

主要地方道美原太子線(栗ヶ池工区)鉄道高架化工事着工前に事業者「大阪府・富田林市」と隣接・隣地土地所有者とにおいて、工事区間・工事区域における隣接・隣地等の土地・用地境界を相互に確認をしているものであり、隣接・隣地、用地境界確認位置等は変わるものでない。境界杭等は原形復旧で施行されるものである中、既設・在来境界杭がプレートに種別・種類変更設置されたものである。

鉄道高架化工事 事業である。地域地区の区画整理事業でない。在来 元の設置建植されていた土地用地境界標(杭)が変わる、変更されるものでない。

(理由・経緯等)

ア 当初現地確認時、用地境界杭の用地侵害があるとの指摘を受けたまま、境界確定図も示されず、境界確定図の受領を拒否され放置されたまま。

イ 進捗に伴い、工事柵の仮設 - 撤去と相まって、(鉄道)隣接・隣地の境界杭、土地用地境界杭の撤去【無届・無断施工】と共に、隣地民有地に工事材料を放置、第三者占有される。【工事施工のため、無断・無償で土地使用を提供、認めたものでない】

ウ 工事柵撤去とともに撤去された鉄道境界杭の跡に、原形に似ても似つかない用地境界プレートの設置である。鉄道高架化事業として土地 用地境界杭の復帰・復旧設置である。原姿・原形の復旧をすべきである。用地確定復旧等に伴う基準の規定・基準を示されたい(審査請求である)。

エ 鉄道高架化工事施行中において、工事現場内の排水不良による隣接所有者の雨水の排水溝オーバーフロー、隣接隣地所有地へ水中ポンプの設置、事後連絡、事後承諾である。また、排水完了後も水中ポンプ連絡するまで設置放置のまま。(用地侵害)

オ 工事用地確認時、隣接隣地と近鉄境界位置に確認確定ピンが設置されたが、その後撤去(時期不明)。現在、木製杭(頭頂面青色塗布)が設置のままである。【当初用地境界確認立会時、境界とされる位置に鉄ピンに赤リボン付きが設置されていた。】何を意図とするものか不明である。【位置確認時の境界確定図の受領も拒否されている。】

カ 現場写真「現地に放置されたまま 鉄道用地杭[近鉄マーク入り] [2022(R4).6.15] 撮影
・・・答申への添付省略

2 反論書における主張

大阪府が主体(事業主)として実施、施行されている鉄道高架化工事・事業である。道路整備事業、ましてや地域地区の区画整理事業でない。必然的に隣地隣接の私有地と鉄道用地との境界の確認、またその土地の境界・位置が変わるものではない。その境界また位置を確定する境界杭を隣接隣地所有者に無断で撤去、また無断撤去に伴う隣接隣地の第三者占有である。弁明書では「鉄道高架化工事の実施に伴って発生した問題、トラブルである」とされているが、果たしてそうですか。故意による施行であったのではないか。

審査請求書に記載のとおりである。主要地方道美原太子線(栗ヶ池工区)鉄道高架化工事は大阪府事業である。着工前に事業者「大阪府・富田林市」と隣接、隣地土地所有者とにおいて、土地の用地境界を相互に確認【平成27年8月8日】しているものであり、近畿日本鉄道と民地(土地所有者)との境界確認して作成された【境界確認図】を提出され、土地境界杭を元の位置に元の境界杭で原形復旧されたい。

3 口頭意見陳述における主張

連絡もなく土地境界杭が抜かれ、新たな物が設置された。事業開始前に立会を行い作成した境界確認図に基づき、元の位置に元の境界杭で戻されたい。

4 意見書における主張

本格的に鉄道高架化工事・事業が着手・着工、事業開始、進捗される中で、隣接土地所有者と近畿日本鉄道線との用地・土地境界を示す近鉄ネーム入り境界プレート、近鉄鉄道境界杭(コンクリート造2本)並びに隣接土地所有者との境界鉤(頭部十字切ピン)、全てが土地所有者に無断・無届で撤去・抜取り等されたまま、工事・事業の継続、進捗がされているものである。

全ての境界を表示、明示していた物を元の位置に正しく正確に、元の姿で戻されること、復元されること。

なお、近鉄鉄道境界杭のうち折損された1本は、所定に修復・補修されて、元の位置に正しく正確に戻す、復元されること。特に在来・既存、鉄道境界杭の設置がなかった箇所・位置に設置されたプレートは不要である、撤去されること。

近鉄長野線の鉄道高架事業に伴い、相互に立ち合い、相互に確認・確定されたものである。相互に確認・確定された元の位置に、元の状態、元の姿で戻されること。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

主要地方道美原太子線栗ヶ池バイパス事業は府が実施している道路整備事業であるが、道路整備に合わせて、交差する鉄道高架化を進めている。鉄道高架化工事は富田林市も費用の一部を負担し、府及び富田林市から鉄道事業者へ工事委託をしている。

本件請求はこの工事委託に関係するものであるが、当該用地境界プレートは鉄道事業者と富

田林市との用地境界を示すもので、杭をプレートに取り換えた目的や材質、形状等は当事者間の協議で定められるものであり、実施機関では鉄道事業者及び富田林市における用地境界プレートに関する基準等の文書は保有していなかった。しかしながら、事業主体として、鉄道事業者の工事内容の報告を受けており、本件請求に係る行政文書として「『主要地方道美原太子線立体交差化事業に伴う近鉄長野線との交差部における鉄道高架化工事 令和3年度工事出来高写真』の境界プレート該当部の写真」を令和4年5月16日付けで公開決定を行った。

公開実施時には、審査請求人から「鉄道会社は境界について自社基準を持っている。」との発言があったが、鉄道事業者及び富田林市との用地境界に係る当事者ではない府では保有していないことを説明し、結果、写しの交付は不要とされた。

審査請求書には理由、経緯等として、近鉄との境界に関する問題、境界杭を無断で撤去し作業時には無断で用地を占有、水中ポンプの用地侵害等と記述されているが、これらは行政文書公開請求書の「公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄に記載の喜志第1号踏切の境界プレートとは直接関係しない、鉄道高架化工事の実施に伴って発生した問題、トラブルである。実施機関ではこれらの審査請求人から寄せられる疑義、苦情等に対しても、これまで丁寧に説明し適切な対応を行っていることを申し添える。

3 結論

以上のとおり、本件決定は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求に係る実施機関の弁明について、諮問実施時において不合理な点はない。また、本件決定は、条例第13条第1項の規定により適正に行われていることから、違法・不当はないものとする。

第七 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、第8条及び第9条に適用除外事項の規定を置いたものであり、実施機関は、請求された情報が第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定の妥当性について

実施機関は、前記第五2に記載のとおり、本件請求に係る対象文書を「『主要地方道美原太子線立体交差化事業に伴う近鉄長野線との交差部における鉄道高架化工事 令和3年度工事出来高写真』の境界プレート該当部の写真」と特定している。

新たに文書を作成して公開することや当該実施機関以外の者から文書を取り寄せて公開することを求めることは、条例第6条に基づいてはできないところ、行政文書公開請求書の「公開請求に係る行政文書を特定するに足る事項」欄記載の「喜志第1号踏切路面上に新しく埋め込まれたプレート」は鉄道事業者と富田林市との用地境界を示すもので、当事者ではない実施機関ではその基準、規定等の文書は保有していなかったが、請求の趣旨を「当該プレートに関する文書全般」と幅広に捉えてその管理する行政文書を探索し、対象文書として上記文書を特定した、との実施機関の説明に不自然な点は認められず、他の対象文書の存在を推認させるような事実も認められない。

以上のことからすると、本件決定は妥当であるというべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、線路用地と隣接民有地との境界杭の撤去新設や鉄道高架化工事中の隣接民有地の使い方等についての疑問や不満を、審査請求書や反論書、口頭意見陳述の大半を割いて主張するが、そもそも審査請求は、行政文書公開請求に対する実施機関の決定の内容について、条例に照らして違法・不当がないかを審査し、もって審査請求者の権利利益の救済を図る制度であり、行政やその委託を受けた事業者の対応の当・不当を審理するものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子